

大泉町教育委員会会議録

1 日 時 令和元年11月25日（月）午前10時00分から午前10時50分まで

2 出席者

国井教育長、高倉委員、福田委員、秩父委員、大塚委員

3 出席職員

大澤教育部長、持田教育管理課長、竹田教育指導課長、金井こども課長、関本生涯学習課長、齊藤書記

4 傍聴人

なし

5 議事、協議及び報告事項

議案第23号 令和元年度12月補正予算（案）について

議案第24号 大泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第25号 指定管理者の指定について（大泉町文化むら）

議案第26号 指定管理者の指定について（大泉町有料公園施設（運動施設）及び大泉町社会体育施設）

議案第27号 東毛地区中学校競技大会の廃止について（秘密会）

教育長報告 （1）小中学校へのスクールロイヤーの設置について

（2）第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメント（素案）について

（3）西小学校東側の駐車場用地の購入について

（4）南小及び西小放課後子ども教室の開設について

（5）大泉町立図書館の指定管理者制度導入について

6 議事内容

国井教育長 これから教育委員会議を開催いたします。

日程第1 前回会議録の承認について

事前に配布させていただきました、会議録について何かご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、9月25日の教育委員会議録のご署名を、秩父委員さんと大塚委員さんに会議終了後、お願いいたします。

続きまして日程第2 に入ります。

議案第23号 令和元年度12月補正予算案について 事務局より説明をお願いします。

持田課長 議案第23号令和元年度12月補正予算案についてご説明させていただきます

す。本議案につきましては、大泉町教育委員会所掌の令和元年度12月補正案について、議会の議決を経るべき議案のため、別紙のとおり決定いたしたく意見を求める次第です。こちらにつきましては、所管課長より説明いたします。

3ページをお願いいたします。教育管理課につきましては、歳出のみとなります。ナンバー1、2は人事異動に伴う人件費の増額。ナンバー3の中学校体育派遣関係選手派遣補助事業につきましては、全国大会に、陸上、柔道、バドミントン、体操と例年よりも多く出場することができましたので、派遣費を増額するものです。教育管理課につきましては以上でございます。

国井教育長 先に確認すべきでしたが、議会に上程する議案が多くありますので、本日の教育委員会議を秘密会とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは秘密会として進めてまいりたいと思います。

金井課長 資料の2ページをお願いいたします。

歳入の1番でございますが、諸収入、雑入、過年度収入につきましては、平成30年度の児童手当の事業費確定に伴う、国庫負担金の過年度収入の追加でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こども課の歳出の1番でございますが、児童福祉総務費、職員人件費につきましては、人事異動に伴う子育て支援係、教育保育係職員11人分の人件費等の更正減でございます。歳出の2番、児童手当支給事業でございますが、平成30年度の児童手当の事業費確定に伴う国、県への返還金を追加するものでございます。歳出の3番、保育所費、職員人件費でございますが、人事異動に伴う町立保育園3園の保育士等に係る人件費等の更正減でございます。歳出の4番、保育園管理運営費でございますが、臨時保育士等の保険料の負担金、北保育園と西保育園のエアコン修繕料ほか、記載のとおり追加するものでございます。歳出の5番、南児童館管理運営事業につきましては、消防設備点検及び遊具点検において不備が指摘されました、煙感知器交換工事、鉄棒更新工事の追加でございます。こども課につきましては、以上でございます。

関本課長 資料の2ページをお願いします。

生涯学習課の1番、教育費県補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業に対する補助金で、国の補助率の減に伴う更正減でございます。2番の雑入でございますが、図書館の臨時職員増員に伴い、保険料の追加でございます。

4、5ページをお願いします。

1番、2番でございますが、社会教育総務費、公民館費の職員人件費でございます。3番の公民館、公民館管理運営費につきましては、停電時に消火用ポンプを作動させるための非常用発電機の修繕工事費でございます。

4番の公民館費、公民館南別館管理運営費でございますが、南別館の1階及び2階のエレベータ入口付近廊下部分の照明の修繕工事費でございます。

5 番の公民館費、地域公民館管理運営費でございますが、寄木戸南公民館の雨漏り及び漏電の改修工事と、古海東公民館の廊下床張り替え工事でございます。6 番の図書館費、職員人件費につきましては、ご覧のとおりでございます。7 番の図書館費、図書館管理運営費でございますが、サーバー室のエアコン故障によるエアコン取り替え工事費でございます。8 番の保健体育総務費、職員人件費につきましては、ご覧のとおりでございます。9 番の保健体育総務費、スポーツ振興事業につきましては、令和2年3月31日実施予定の東京2020オリンピック聖火リレーイベントに係る費用でございます。出演者等の謝礼や記念品代、委託料などでございます。10 番の保健体育総務費、社会体育施設管理事業につきましては、台風19号によりとね運動場が被害を受けたための、杭柵修繕料やゴミの処分代、とね運動場のソフトボール場、グランドゴルフ場の復旧工事でございます。

国井教育長

説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

福田委員

人件費の減額が目立ちますが、どういうことなのでしょう。例えば、保育所費の人件費の減額の理由を教えてください。

金井課長

人事異動により、給与の高低差のある職員の異動や、昨年度は保育園の職員31名でしたが、1名減の30名となったことが減額の要因でございます。

国井教育長

ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、議案第23号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第23号について承認いたします。

続きまして、議案第24号大泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について事務局より説明をお願いします。

金井課長

それでは、議案第24号大泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。こちらの議案につきましても、議会の議決を経るべき議案のため、別紙のとおり決定いたしたく意見を求める次第でございます。

資料につきましては6ページから8ページになります。8ページの改正案、現行対照表が分かりやすいものとなっておりますので、こちらをご覧ください。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されましたことから、条例中で引用されております同基準の題名を改めるものでございます。

国井教育長

説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは議案第24号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第 2 4 号について承認いたします。

続きまして、議案第 2 5 号指定管理者の指定について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 大泉町文化むらの指定管理者の指定についてでございます。令和 2 年 3 月 3 1 日に契約満了をむかえます、大泉町文化むらの次期指定管理者の審議、選定結果についてご説明させていただきます。当課所管施設の文化むらでございますが、令和元年 1 0 月 1 7 日木曜日と 1 0 月 3 1 日木曜日の 2 回、審議選定をいたしました結果、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間、同施設の指定管理者の候補団体として指定し、1 2 月議会に上程していくことを考えております。承認されますと、今後事業等の詳細の打ち合わせを行い、第 5 期目 4 月 1 日スタートとなります。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは議案第 2 5 号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第 2 5 号について承認いたします。

続きまして、議案第 2 6 号指定管理者の指定について。こちらは大泉町有料公園施設及び大泉町社会体育施設について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 当課所管となります、大泉町社会体育施設の指定管理者の指定についてでございます。こちらも令和 2 年 3 月 3 1 日に契約満了をむかえます、大泉町社会体育施設の次期指定管理者の審議、選定結果についてご説明させていただきます。当課所管の社会体育施設は、西体育館と、とね運動場の 2 施設でございます。令和元年 1 0 月 1 7 日木曜日と 1 0 月 3 1 日木曜日の 2 回、審議選定をいたしました結果、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間、同施設の指定管理者の候補団体として指定し、1 2 月議会に上程していくことを考えております。承認されますと、今後事業等の詳細の打ち合わせを行い、第 5 期目 4 月 1 日スタートとなります。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは議案第 2 6 号について、承認していただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、議案第 2 6 号について承認いたします。

続きまして、議案第 2 7 号東毛地区中学校競技大会の廃止について事務局より説明をお願いします。

以下秘密会

続きまして日程第3 教育長報告に入ります。

(1)の小中学校へのスクールロイヤーの設置について
事務局より説明いたします。

竹田課長 資料15ページをお願いいたします。

今年の9月、学校現場でのいじめや虐待等に対応するため、文部科学省がスクールロイヤーと呼ばれる弁護士を全国に約300人配置する方針を固めたという新聞記事が掲載されました。まだ決定ということではありませんが、文部科学省が配置するスクールロイヤーについては、各地の教育事務所などに拠点を置き、市町村教育委員会からの相談等に対応するものです。全国の自治体では、国の取り組みに先行して別でスクールロイヤーを設置し、活用する例がみられております。今回大泉町としてスクールロイヤーを設置する趣旨、目的は2つあります。1つは、大泉町の小中学校で起こるいじめや不登校、暴力等の諸問題や、保護者等からの不当な要求やクレーム等について、深刻化する前に対応できるよう、また、法の専門家である弁護士への相談や弁護士からの的確なアドバイスを必要とする事案が起こった場合、法的側面から早期かつ適切に対応し、速やかな解決を図ること。2つ目は、町教育委員会が行ういじめ防止に関する事業や、各学校におけるいじめ防止教育等到大泉町のスクールロイヤーとして参画し、子ども達の意識の向上や啓発はもちろん、校長、教頭をはじめとする教職員への法的知識の伝達等も行いながら、子ども達の学校生活における最善の利益の観点から、法を踏まえた適切な助言や指導が受けられる体制を構築していくことです。大泉町専属のスクールロイヤーとして、町内の小中学校が法的な相談やアドバイスを必要とするような場合には、より相談しやすく、活用しやすい体制になると考え、町として設置していくことといたしました。設置に向けては、役場、町内の会議で段階を踏んで検討を行い、本日の教育委員会議にて委員の皆様にご報告させていただいた次第です。今後のスケジュールについては、3月の町議会に上程し、令和2年4月からの実施を考えております。以上、説明とさせていただきます。

國井教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

福田委員 これは全国的なながれという話ですが、町負担で実施するのですか。

そうであれば、将来的に県や国負担となるのでしょうか。

竹田課長 現在、文部科学省の動向がはっきりしていないのですが、予算的にも大きなものと認識しております。スクールロイヤーはもちろん必要であり、重要な配置ではありますが、現在各校に配置されているスクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの拡充も課題としてあるのかなと思っておりますので将来県としての配置も考えられますが、今のところは難しいのかなと思います。

福田委員 スクールロイヤーの設置がいいか悪いかの判断はできかねるのですが、何か

あるとソーシャルカウンセラー、教育カウンセラーを入れるというふうに考えられがちで、スクールロイヤーの設置もなんとなくいいように思えますが私が聞いている限りでは、現在配置されているカウンセラーがあまり役に立っていないのに、より設置するのはいいことなのかどうかをよく考えなければいけないと思う。そうでなければ、費用ばかりがかさんでしまう。また、学校の先生の責任は小さくなっているようにも思える。スクールロイヤーの設置は良さそうだけれど、良くない方向にもいってしまう可能性あるのではないかと私は懸念しています。

国井教育長 ほかにいかがでしょうか。

高倉委員 弁護士の方は、もうお願いしようと思っている方はいるのですか。

竹田課長 昨年度に講演会をお願いした方や、教職員の研修でもお世話になった方がおりますので、想定している方はおります。

高倉委員 子どもや保護者の立場に立っているのか、学校の立場に立っているのか、そのへんはどうなのでしょう。

竹田課長 ここにも記載しておりますが、中立の立場で子どもの最善の利益の観点から学校からの相談などで、法律的なアドバイスや指導、支援を行うというのがスクールロイヤーと捉えております。

国井教育長 色々、考え方の難しさもあろうかと思えますし、また町にも顧問弁護士はおります。その弁護士とは違う役割で、教育的な立場からどちらの見方をするというのではなく、法的にみてこの問題をどう解釈していくかというアドバイスをいただくということです。今はそういう人が必要となっている事案が多く、国の方針に本町もいち早く取り入れ、対応できるよう考えております。もちろん福田委員さんからのご意見も同感するところも多いですので、よく見定めながら設置について進めてまいりたいと思います。

福田委員 町の顧問弁護士にも今までの事案も相談していると聞いておりましたが、スクールロイヤーと町の顧問弁護士とどう使い分けるのでしょうか。

竹田課長 町の顧問弁護士には今までも相談してまいりましたが、町民の相談に幅広く対応していますので、学校からの相談は時間がある時にお願いしていただきました。スクールロイヤーは学校の問題を専門的に扱う弁護士として、学校からの相談のみを受けるということで、使い分けられます。

福田委員 町の顧問弁護士には、町民相談がどのくらいあるのでしょうか。

竹田課長 具体的な件数は分かりませんが、来庁する日の相談の予約は埋まっていると聞いております。

福田委員 その中で、教育的な相談件数は年間どのくらいですか。

竹田課長 そんなに頻繁にあるわけではございません。

福田委員 そのくらいであれば、町の顧問弁護士で用は足りるのではないのでしょうか。

竹田課長 そういう考え方もあり、同感するところではありますが、学校の相談だけではなくて、趣旨、目的の2つ目にも記載させていただきましたが、いじめ問題に関するようなそういったところにも参画してほしいということも大きな目的でもありまして、子ども達や教職員への関わりについても、活用してい

きたいと考えてもいる設置でございます。

国井教育長 想定している弁護士さんは、スクールロイヤーの研究をされている方で、昨年度管理職の教員に研修をしたときにお話をさせていただいたということで、役に立つのではないかとということや、学校や管理職が法的な面からみて、事案についてどうしたらいいのかということにも役立てられるのではないかとということも考えております。このような動きがあるということをご理解いただきたいと思います。

それでは次に進みたいと思います。

(2) 第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメント素案について 事務局より説明をお願いします。

金井課長 資料の16ページをご覧ください。

大泉町子ども・子育て支援事業計画の計画期間が本年度で満了になることから、次期計画を策定するにあたり、計画の素案を広く町民の皆さんにお知らせし、意見を募集するものです。

公表方法、資料等の入手場所につきましては、町ホームページ、広報おおいずみに掲載し、また役場、保健福祉総合センターなどの公共施設29施設及び、包括協定を結んでおります、3つの金融機関に資料を置かせていただきます。

意見の募集期間につきましては、令和元年12月5日から令和2年1月8日までの35日間でございます。

意見を提出できる人、提出方法等記載のとおりです。

続きまして、計画の概要をご説明申し上げます。別冊の第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画素案をご覧ください。3ページからの第1章におきましては、計画策定の趣旨、計画の期間、計画の策定体制等を記載しております。9ページからの第2章におきましては、本町の現状、教育、保育事業のニーズ推計の基礎データとするために実施しました、大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果及び前計画の実施状況を記載しております。45ページからの第3章におきましては、45ページで現在の課題を4つにまとめ、46ページでは前計画を引き継ぎ、基本理念を健やかに、みんなで、子ども育む、大泉町といたしました。47、48ページでは、計画の推進にあたっての基本的な視点を記載しております。

49ページからは、本計画の4つの基本目標とし、その施策体系、推進の方策を記載しております。55ページからの第4章では、基本目標を達成するための具体的な施策を記載しております。73ページからの第5章では、大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査及び実績等から今後のニーズ量の推計及びニーズ量をカバーするための確保の方策を記載しております。

国井教育長 説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

福田委員 12ページの資料について質問なのですが、大泉町の特殊出生率がありますが、25年度と26年度は県平均に近づいておりますが、27年度から減少

しておりますが、どのように分析していますか。

金井課長 大泉町は元々合計特殊出生率は低かったのですが、率の出し方については外国籍の方の扱い方が複雑で、分母の出産期の女性の数には外国籍は含みますが、分子の出産された子の数には外国籍は含んでおりません。本町は外国籍の児童は多いのですが、分子に含まれていないため、低くなってしまっております。26年度から低くなっておりますが、出生数は横ばいですので、人口的には保たれていると捉えております。

福田委員 こういうものを分析すると、本町の課題が見えてくると思います。外国籍の子どもは増えていますが、日本国籍の子どもは減っているという現状をどう分析するかという点においても、このような資料は大切だと思います。この資料を基に本町ならではの分析と、本町ならではの対策を実施していったほしいと思います。

國井教育長 ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら次の報告に進みたいと思います。

(3) 西小学校の東側の駐車場用地の購入について 事務局より説明をお願いします。

金井課長 資料の17ページをご覧ください。購入の目的でございますが、現在、西小学校内に2棟の学童棟がございまして、お迎えの際に学校の正門前が混み合っている状況でございます。また、来年度から放課後子ども教室の開設を準備しているところでもあり、さらに混雑が予想されます。このため、西小学校東側に隣接する駐車場を購入し、混雑の緩和と児童等の安全を図ることを目的とし、購入を計画しているところでございます。場所につきましては、大泉町坂田294番地1。位置図の写真を見ていただきますと、西小学校へ進入していく道のすぐ角で現在も駐車場となっている土地でございます。坂田郵便局の北側にあたります。所有者につきましては、森富夫さん、森眞由美さんの共有名義でそれぞれ2分の1ずつ所有しております。面積につきましては、479㎡で、駐車場台数は22台でございます。土地の購入費につきましては、1,300万円。既に設置されておりますフェンス等の構築物、200万円。来年度予算で計上したいと思っております付帯工事費、駐車場から直接学童棟へ入れるようフェンスを切り、階段を設置する工事を考えております。公示価格は1㎡、31,200円で、公示価格からみても1,300万円は妥当と考えております。購入理由につきましては、先ほど目的で

ご説明させていただきましたが、より具体的な内容を記載しております。

以上、説明とさせていただきます。

國井教育長 ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、次へ進みたいと思います。

(4) 南小及び西小放課後子ども教室開設について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 資料の１８ページをお願いします。
 子どもの安全安心、世代の交流、地域の交流を目的に実施されております、放課後子ども教室ですが、平成２９年１０月に北小学校を開設し、令和元年１０月からは東小学校でも開設しております。令和２年１０月には南小学校及び西小学校でも開設を予定しておりますので、現在事務調整を準備しております。来年度、４校放課後子ども教室が開設されますが、カリキュラムはもちろん開設場所や駐車場の問題、学童への引き継ぎ執務交渉などの調整を図りながら、円滑に進められるよう考えてまいりたいと思います。以上でございます。

国井教育長 ご意見等ございますでしょうか。
 ないようですので、次へ進みたいと思います。
 （５）大泉町立図書館の指定管理者制度の導入について 事務局より説明をお願いします。

関本課長 資料の２１ページをお願いいたします。
 昨年度、何度も行革会議で検討し、今年度の政策検討会議、部長会、庁議を経て、本町では町立図書館の指定管理者の導入を考えております。図書館は歳入のとれるような施設ではございませんが、指定管理者とすることで専門家や組織を導入し、よりよいサービスの向上を目指すことを目的として今まで論議されてきた次第でございます。今後のながれにつきましては、１２月に常任委員会で報告後、図書館審議会に報告。３月に条例改正をいたしまして、令和２年４月から事務引き継ぎ等進め、令和３年４月から本格スタートと考えております。以上でございます。

国井教育長 ご意見等ございますでしょうか。

秩父委員 指定管理者制度となると公募をしていくようになると思いますが、いなかった場合は今までどおりになるのでしょうか。

関本課長 専門業者もおりますので、今のところないとは考えておりません。公募にて広く募集し、プレゼンテーションを行いまして審議、選定してまいりたいと思います。

国井教育長 ほかにいかがでしょうか。

福田委員 町立図書館に指定管理者制度を導入する１番の目的は何ですか。

関本課長 当初は予算の削減でしたが、実際はサービスの向上を１番の目的としております。

国井教育長 それではよろしいでしょうか。
 続きまして、日程第４ その他でございますが、
 委員さんから何かございますか。
 （意見なし）
 事務局から何かありますか。
 （意見なし）
 それでは、以上で教育委員会議を終了いたします。

上記会議録は、正確であると認めます。

令和2年1月8日

署名 教 育 長

署名 教育委員

署名 教育委員